

自動車のブレーキドラム等からのたい積物  
除去作業について

53. 9. 28 基発第543号

標記に関する健康障害予防対策については、昭和51年5月22日付け基発第408号「石綿粉じんによる健康障害予防対策の推進について」記の7の(2)に示したところであるが、その後具体的な技術手法について検討を重ねた結果、今般下記に示す手法の確立をみた。ついては、今後この手法に基づいて除去作業が実施されるよう指導されたい。

なお、標記除去作業は、一般に特定化学物質等障害予防規則第5条第1項ただし書きに該当するものと考えられるが、その場合下記に示す方式を採用ときは、同条第2項の「管理第2類物質を湿潤な状態にする等労働者の健康障害を予防するため必要な措置」を講じているものとして差し支えない。

おって、記の2に示す方式では注水の際に若干発じんするので、できる限り記の1に示す方式で除去作業を行うことが望ましいこと申し添える。

記

1. 真空式石綿除去装置を用いる方式

この方式は、真空式石綿除去装置（図1参照）のクリーン・ブロックを自動車のバックプレート等にあてがった後、エアー・ガンを用いて圧縮空気を噴出させることにより、ブレーキドラム等に付着及びたい積した粉じんを発じんさせ、集じん機に吸引し、除じんした後排出するものである。（図2参照）。

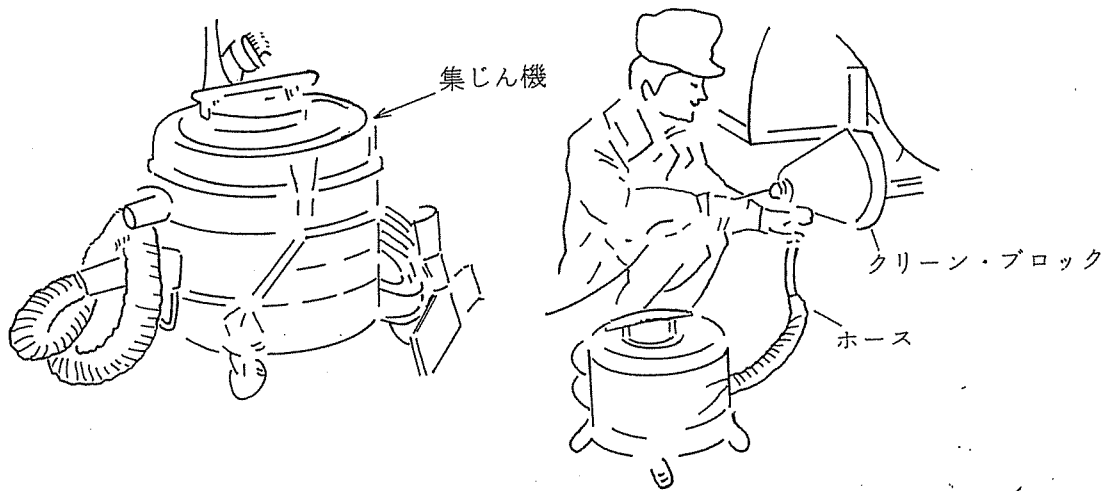


図2 真空式石棉除去装置を用いた清掃方法

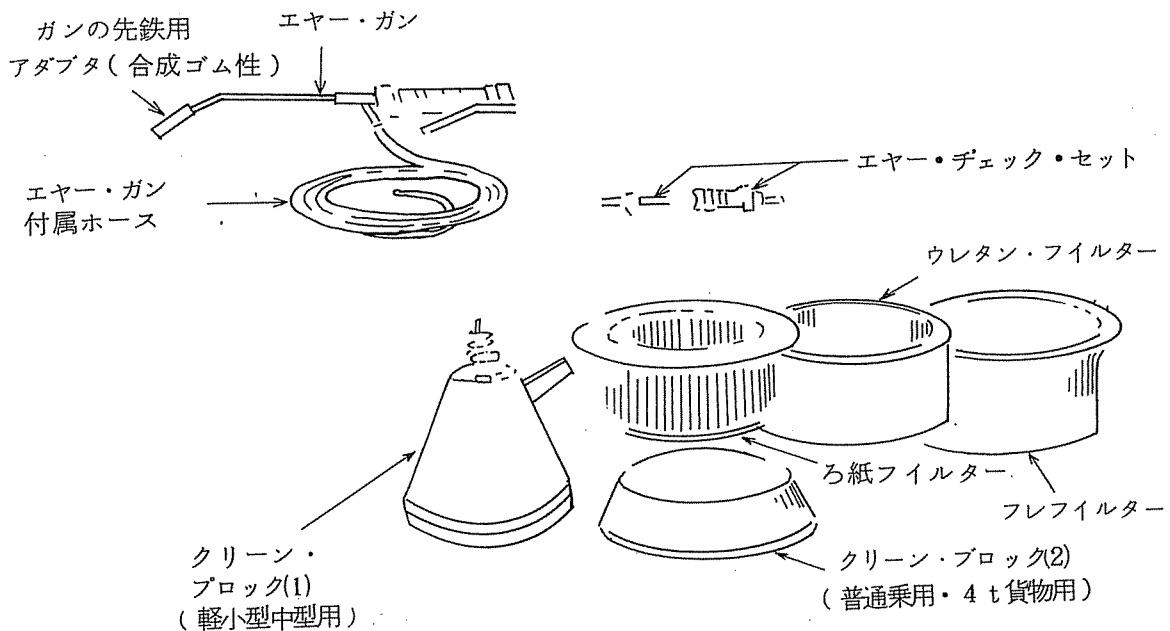


図1 真空式石棉除去装置の構成

## 2. 湿式による除去方式

この方式は、ポリジョッキ等でプレーキドラム等に十分水をかけ、全体を完全に湿らせた後、次のいずれかの方法で除去作業を行うものである。

- (1) ポリジョッキに入れた水を注水しながら、ブラシで除去する。
- (2) スチームクリーナー、温水ウォッシャー又はエンジンクリーナーにより水を噴出させて除去する。
- (3) エアー・ガンに付属ホースをつなぎ、ホース先端をバケツ又はポリ容器中の水につけ、水を噴出させて除去する(図1参照)。